第３回幕別町議会臨時会

議事日程

令和８年第３回幕別町議会臨時会
（令和８年７月29日　10時00分　開会・開議）

開会・開議宣告（会議規則第８条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
日程第１　会議録署名議員の指名
２　塚本逸彦　　３　山端隆治　　４　内山美穂子
日程第２　会期の決定
（諸般の報告）
行政報告
日程第３　議案第78号　工事請負契約の締結について
（相川20号橋架替工事（上部工））
日程第４　議員の派遣について

会議録

令和８年第３回幕別町議会臨時会

１　開催年月日　　令和８年７月29日

２　招集の場所　　幕別町役場３階議事堂

３　開会・開議　　７月29日　10時00分宣告

４　応集議員　　全議員

５　出席議員　　（17名）

議　長　寺林俊幸

副議長　中橋友子

２　塚本逸彦　　３　山端隆治　　４　内山美穂子　　５　小田新紀　　６　長谷陽子

７　酒井はやみ　８　荒　貴賀　　９　野原惠子　　10　石川康弘　　11　岡本眞利子

12　小島智恵　　13　藤谷謹至　　14　田口廣之　　16　谷口和弥　　17　藤原　孟

６　地方自治法第121条の規定による説明員

町長	飯田晴義	副町長	伊藤博明
教育長	笹原敏文	企画総務部長	山端広和
住民生活部長	白坂博司	保健福祉部長	亀田貴仁
経済部長	西嶋　慎	建設部長	河村伸二
会計管理者	宮田　哲	忠類総合支所長	鯨岡　健
札内支所長	石田晋一	教育部長	谷口英将
政策推進課長	宇野和哉	総務課長	西田建司
地域振興課長	安田奈緒	糠内出張所長	古山悌士
土木課長	香田裕一		

７　職務のため出席した議会事務局職員

事務局長　佐藤勝博　　課長　岩岡夢貴　　係長　渡辺　優

８　議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

９　会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の３名を指名した。

２　塚本逸彦　　３　山端隆治　　４　内山美穂子

議事の経過

（令和８年７月29日　10:00　開会・開議）

［開会・開議宣告］

○議長（寺林俊幸）　ただ今から、令和８年第２回幕別町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

［議事日程の報告］

○議長（寺林俊幸）　本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

［会議録署名議員の指名］

○議長（寺林俊幸）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に２番 塚本議員、３番山端議員、４番内山議員を指名いたします。

［会期の決定］

○議長（寺林俊幸）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって会期は、本日１日間と決定しました。

ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の２第３項の規定による「例月出納検査結果報告書」が、議長宛に提出されておりますので、あらかじめ配付してあります。

のちほど、ご覧いただきたいと思います。

次に、事務局から諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（佐藤勝博）　１番畠山議員から、本日欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（寺林俊幸）　これで、諸般の報告を終わります。

［人事異動による管理職職員の紹介］

○議長（寺林俊幸）　ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　本年７月１日付けで人事異動を行いましたので、異動しました管理職職員をご紹介いたします。

お配りしております特別職及び管理職名簿令和８年７月１日現在をご覧ください。

課長職です。

建設部都市計画課長、柴田勇司。

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

［行政報告］

○議長（寺林俊幸）　ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義）　お許しをいただきましたので、１点につきまして行政報告をさせていただきます。

まくべつ学園における不審火の発生について申し上げます。

今月16日、午前８時30分頃、校舎北側特別教室棟１階男子トイレを清掃しようとした校務補が、個室壁側に黒いすすのようなものを発見し、報告を受けた教頭は、すすのようなものと併せて、洋式便器の後ろ壁付近にティッシュのような燃えかすを確認いたしました。

学校から報告を受けた教育委員会は、現場を確認した後、警察と消防に通報し、警察と消防による現場検証、状況の調査と安全確認が行われたほか、学校においても、不審火発生の経緯や原因等について、教職員に聞き取りを行うとともに、５、６学年には口頭で、７から９学年には記述式で調査を行ったところであります。

その結果、複数の生徒が特別教室棟へ行っていたことが判明したことから、翌17日に、これらの生徒に対して、再度聞き取りを行ったところ、聞き取りした生徒の１人が可燃物及びマッチを持ち込み、火をつけたことが判明いたしました。

16日当日は定期テストであり、この生徒によると、テストの結果に強い不安を抱いたことから、火をつけて騒ぎを起こせば、テストがなくなるのではないかと考えたと供述し、これほどの大事になるとは思っていなかったと深く反省しており、後日、学校及び教育委員会に対して、生徒及び保護者から謝罪があったところであります。

今回の事案は、幸いにも、人的被害が無く、建物被害も軽微でありましたが、一歩間違えれば、子どもたちや教職員の生命・身体に被害が及ぶ可能性があったことを、町としても重く受け止めており、今後におきましては、学校と連携を図りながら、子どもたちが安心して学校生活を送ることができる環境づくりに取り組んでまいります。

また、この一連の経緯と今後の対応等については、24日に学校で保護者説明会が行われたところでありますが、学校において、当該生徒はもとより、全児童生徒が様々な悩みや困り事を気軽に相談できる体制や関係づくりに改めて意を用いるとともに、児童生徒にとって安心して学べる学校となるよう見守り体制と安全管理を徹底してまいります。

児童生徒及び保護者の皆様、また多くの町民の皆様にご心配やご迷惑をおかけいたしましたことに、心よりお詫びを申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　これで行政報告は、終わりました。

［委員会付託省略］

○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。

日程第３、議案第78号については、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、日程第３、議案第78号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

［議案審議］

○議長（寺林俊幸）　日程第３、議案第78号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件については、藤原孟議員に、直接の利害関係がある事件であり、その議事に参与できないため、地方自治法第117条の規定により、藤原孟議員の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

10：07　休憩
（藤原議員退場）
10：07　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。
日程第３、議案第78号、工事請負契約の締結について説明を求めます。
伊藤副町長。
○副町長（伊藤博明）　議案第78号、工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。
議案書の３ページをご覧ください。
相川20号橋架替工事（上部工）に係る工事請負契約が、「予定価格が5,000万円以上の工事の請負に係る契約」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。
工事概要をご説明いたしますので、議案説明資料の２ページをご覧ください。
相川20号橋改修事業は、北海道が施工する旧途別川河川改修事業に伴い、堤防が約1.5メートル嵩上げされ、これに対応した橋の高さを確保する必要が生じますことから、令和６年度から８年度にかけて相川20号橋の橋長を延長し、架替えを行うものであります。
今回の工事は、昨年度に施工した下部工の橋台に、同じく昨年度に製作した鉄製の橋桁を、陸送可能な大きさに分割して苫小牧市の製作工場から現地へ搬入し、現地で３ブロックに組み立てた後、大型クレーンを用いて架設するものであります。
２ページ、上段は平面図、下段は側面図で、左側が南方向、右側が北方向であります。
赤色の着色部分が、今回の施工範囲であります。
橋の実質的な長さであります桁長は50.6メートル、桁幅は8.7メートルであります。
３ページをご覧ください。
橋桁の架設計画図であります。
赤色と黄色で着色した部分が、今回の工事の施工範囲であります。
上段、側面図をご覧ください。
川の底、河床に、黄色の①のとおり、大型土のうにより河川の流れを一時的に集める締切工を施工し、その後、②のとおり、橋桁を一時的に支えるための仮設支保工（ベント）を２基設置いたします。
次に、大型クレーンを使用し、③、④、⑤の順に、３分割した橋桁を架設する計画であります。
下段の断面図をご覧ください。
橋桁の架設後、その上に⑥鉄筋コンクリート床版、⑦アスファルト舗装を施し、車の転落を防ぐための⑧高欄を施工するものであります。
施工後、仮設いたしました①締切工と②仮設支保工を撤去し、本工事は完了するものであります。
次年度、令和９年度に橋の接続部の道路工を施工し、夏以降の本線開通後に仮橋と仮設道路を撤去することとしております。
議案書の３ページをご覧ください。
１契約の目的は、相川20号橋架替工事(上部工)であります。
２契約の方法、３契約の金額、４契約の相手方であります。
本年７月22日に、藤原工業株式会社、加藤建設株式会社、株式会社アスワン、コウケツ建設工業株式会社、株式会社萬和建設、株式会社下沢組、ナカムラ技建株式会社、の７者によります指名競争入札を執行いたしましたところ、１億6,830万円をもちまして、藤原工業株式会社が落札いたしましたので、同社の代表であります中川郡幕別町旭町91番地、藤原工業株式会社代表取締役、藤原將智氏と契約を締結しようとするものであります。
工期は、令和９年３月23日までと定めております。
以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

ここで、除斥議員入場のため、暫時休憩いたします。

10：13　休憩

（藤原議員入場）

10：13　再開

［議員の派遣］

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第４、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。あらかじめ配付しましたとおり、令和８年８月25日、９月15日、10月17日及び11月19日に役場３階委員会室で開催する「まくべつ議会未来塾」に、全議員を派遣いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣につきましては、あらかじめ配付しましたとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、派遣内容に変更が生じたときは、議長に一任願います。

［閉議・閉会宣告］

○議長（寺林俊幸）　以上をもって、本臨時会に付議されました議件は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和８年第３回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

10：14　閉会